

過不足額の精算の設例

(設例) 本年最後に支払う給与についての税額計算をした上で年末調整を行う場合  
(配偶者に所得がなく、配偶者控除の適用を受ける場合)

1	年間給与総額 (他の所得なし)	4,390,000円
2	同上の給与に対する徴収税額	25,173円
3	控除した社会保険料等 (給与控除分)	641,525円
4	支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分	50,200円
	支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分	56,000円
5	支払った損害保険料のうち地震保険料分	45,000円
6	一般の控除対象配偶者 (居住者、所得金額なし)	あり
7	一般の控除対象扶養親族 (居住者)	1人
8	年調減税額	90,000円

甲欄 乙欄	所属	職名	住所	氏名	整理番号
	経理部	事務職員	〇〇市XXX町3-3-5	鈴木 一郎	21

  

区分	年月日	支給金額	社会保険料等控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額
1	1:19	300,000	43,665	256,335	2人	3,510		3,510
2	2:20	300,000	43,665	256,335	2	3,510		3,510
3	3:19	300,000	43,665	256,335	2	3,510		3,510
4	4:19	310,000	44,310	265,690	2	3,840		3,840
5	5:20	310,000	44,310	265,690	2	3,840		3,840
6	6:20	310,000	44,310	265,690	2	3,840	▲3,840	0
7	7:19	310,000	44,310	265,690	2	3,840	▲3,840	0
8	8:20	310,000	44,310	265,690	2	3,840	▲3,840	0
9	9:20	310,000	44,310	265,690	2	3,840	▲3,840	0
10	10:21	310,000	47,140	262,860	2	3,730	▲3,730	0
11	11:20	310,000	47,140	262,860	2	3,730	▲3,730	0
12	12:20	310,000	47,140	262,860	2	3,730	▲3,730	0
計		① 3,690,000	② 538,275	3,151,725		③ 18,210		

  

区分	年月日	支給金額	社会保険料等控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額
6	6:10	300,000	44,250	255,750	2	5,222	(税率 2.042%) ▲5,222	0
12	12:25	400,000	59,000	341,000	2	6,963	(税率 2.042%) ▲6,963	▲18,210
計		④ 700,000	⑤ 103,250	596,750		⑥ 6,963		

  

区分	金額	税額
給料・手当等	3,690,000	18,210
賞与等	700,000	6,963
計	4,390,000	25,173
給与所得控除後の給与等の金額	3,070,400	
所得金額調整控除額	0	
給与所得控除後の給与等の金額	3,070,400	
給与所得控除後の給与等の金額の算出表	3,070,400	
給与等からの控除分(②+③)	641,525	
社会保険料等	0	
生命保険料の控除額	71,550	
地震保険料の控除額	45,000	
配偶者(特別)控除額	380,000	
扶養親族及び障害者等の控除額の合計額	380,000	
基礎控除額	480,000	
所得控除額の合計額	1,998,075	
差引課税所得金額(①-②+④+⑤+⑥+⑦)	1,072,000	53,600
(特定増減等)住宅借入金等特別控除額	0	
年調所得税額(⑧-⑨、マイナスの場合は0)	53,600	
年調減税額(⑩-⑪、マイナスの場合は0)	90,000	
控除外額(⑧-⑩-⑪)	36,400	
年調年税額(「⑧-⑩」×10.21%)	0	
差引(超過)又は不足額(⑧-⑩)	25,173	
本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	6,963	
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	18,210	
差引還付する金額(⑧-⑩-⑪)	18,210	
本年最後の給与から徴収する金額		
翌年に繰り越して徴収する金額		

(設例の説明)

- この設例は、本年最後に支払う給与に対する税額計算をした上で年末調整を行ったものです。
- 1月から12月までの普通給与の金額と賞与の金額との合計額 4,390,000円について、給与所得控除後の給与等の金額を「給与所得控除後の金額の算出表」によって求めると 3,070,400円になります。  
(注) この設例の場合、本年分の給与の総額が 850万円以下であるため、所得金額調整控除の適用はありません。
- 社会保険料等の 641,525円は、1月から12月までの間に給与及び賞与から差し引かれた社会保険料等であり、その全額が控除されます。

- 4 生命保険料の控除額は、本年中に支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分 50,200円 に対する控除額 37,550円 ( $50,200円 \times \frac{1}{4} + 25,000円$ ) と本年中に支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分 56,000円 に対する控除額 34,000円 ( $56,000円 \times \frac{1}{4} + 20,000円$ ) との合計額の 71,550円となります。
- 5 地震保険料の控除額は、本年中に支払った損害保険料のうち地震保険料控除の対象となるものが地震保険料分 45,000円のみであり、その合計額が 50,000円以下のため、45,000円となります。
- 6 「配偶者（特別）控除額⑰」欄の金額は、配偶者控除等（兼定額減税）申告書で計算します。所得者の合計所得金額が 900万円以下（本人に給与所得以外の所得がないため、給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後） 3,070,400円が、本人の合計所得金額となります。）（区分Ⅰ：A）で、配偶者の合計所得金額が 48万円以下（区分Ⅱ：②）ですので、配偶者控除等（兼定額減税）申告書の「控除額の計算」欄の表の区分Ⅰの「A」及び区分Ⅱの「②」が交わる欄の金額 380,000円が配偶者控除額となります。
- 7 「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑱」欄の金額は、「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」の「①控除対象扶養親族の数に応じた控除額」の「1人」欄の金額 380,000円です。
- 8 「基礎控除額⑲」欄の金額は、基礎控除申告書で計算します。所得者の合計所得金額が 2,400万円以下ですので、480,000円が基礎控除額となります。
- 9 所得控除額の合計額 1,998,075円は、次により計算します。

社会保険料 等の控除額	生命保険料 の控除額	地震保険料 の控除額	配偶者 控除額	扶養控除額等	基礎控除額	
641,525円	+ 71,550円	+ 45,000円	+ 380,000円	+ 380,000円	+ 480,000円	= 1,998,075円

- 10 差引課税給与所得金額 1,072,000円は、次により計算します。

給与所得控除後 の給与等の金額 (調整控除後)	所得控除額 の合計額	差引課税給与 所得金額
3,070,400円	- 1,998,075円	= 1,072,325円 → 1,072,000円 (1,000円未満の端数切捨て)

- 11 差引課税給与所得金額 1,072,000円に対する算出所得税額を「令和 6 年分の年末調整のための算出所得税額の速算表」によって求めると、53,600円となります。

課税給与 所得金額	税率	算出所得税額
1,072,000円	× 5%	= 53,600円

- 12 この設例の場合、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がありませんので、上記「11」で求めた算出所得税額が年調所得税額となります。

- 13 年調減税額は、本人分 30,000円に居住者である同一生計配偶者（一般の控除対象配偶者）及び扶養親族 1人（一般の控除対象扶養親族 1人）の計 2人分 60,000円を加算した 90,000円となります。

- 14 年調所得税額から年調減税額を控除しますが、この設例の場合、年調所得税額よりも年調減税額の方が大きいので、年調減税額控除後の年調所得税額及び年調年税額は 0円となります。

年調所得税額	年調減税額	控除外額	年調減税額控除後の年調所得税額 及び年調年税額
53,600円	- 90,000円	= ▲36,400円	→ 0円

(注) 給与所得の源泉徴収票の「(摘要)」欄には、「源泉徴収時所得税減税控除済額 53,600円、控除外額 36,400円」と記載することになります。

- 15 年調年税額 0円と 1月から 12月までに徴収された税額（12月支給の給与については税額計算のみ）の合計額 25,173円とを比較すると、徴収された税額の合計額の方が 25,173円多いため超過額 25,173円が生じます。

- 16 この超過額 25,173円は本年最後に支給する給与から徴収すべき税額 6,963円に充当しますが、徴収すべき税額を超える金額 18,210円 (25,173円 - 6,963円) は本人に還付することになります。